名　称　東京電力東通原子力発電所専用港工事A灯浮標
位置
所在地　白糠灯台（青森県下北郡東通村）の北北東方約九・〇キロメートル
北緯　四一―一二―四五
東経　一四一―二四―二七
変更した事項　記事　東京電力株式会社東通原子力建設所管理
変更年月日　平成二十三年一月一日

名　称　東京電力東通原子力発電所専用港工事B灯浮標
位置
所在地　白糠灯台（青森県下北郡東通村）の北北東方約九・〇キロメートル
北緯　四一―一二―四二
東経　一四一―二四―四三
変更した事項　記事　東京電力株式会社東通原子力建設所管理
変更年月日　平成二十三年一月一日

名　称　東京電力東通原子力発電所専用港工事C灯浮標
位置
所在地　白糠灯台（青森県下北郡東通村）の北北西方約八・四キロメートル
北緯　四一―一二―一五
東経　一四一―二四―三九
変更した事項　記事　東京電力株式会社東通原子力建設所管理
変更年月日　平成二十三年一月一日

名　称　東京電力東通原子力発電所専用港工事D灯浮標
位置
所在地　白糠灯台（青森県下北郡東通村）の北北西方約七・九キロメートル
北緯　四一―一二―〇九
東経　一四一―二四―三四
変更した事項　記事　東京電力株式会社東通原子力建設所管理
変更年月日　平成二十三年一月一日

名　称　東京電力東通原子力発電所専用港工事E灯浮標
位置
所在地　白糠灯台（青森県下北郡東通村）の北北東方約七・九キロメートル
北緯　四一―一二―一一
東経　一四一―二四―一八
変更した事項　記事　東京電力株式会社東通原子力建設所管理
変更年月日　平成二十三年一月一日

○海上保安庁告示第七十六号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年三月二十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　来島洲ノ埼灯台
位置
所在地　愛媛県今治市（馬島洲ノ埼）
北緯　三四―〇七―一八
東経　一三二―五九―三三
塗色及び構造　白色　塔形
灯質　群閃赤緑互光　毎六秒に赤一閃光緑一閃光
光達距離　赤光実効光度三九〇カンデラ　緑光実効光度三九〇カンデラ　赤光七・五海里　緑光七・五海里
明弧度　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで九・五メートル　平均水面上から灯火まで六四メートル
点灯年月日　平成二十三年二月二十二日

名　称　明石海峡航路北東方仮設灯浮標
位置
所在地　平磯灯標（兵庫県神戸市）の南東方約二・四キロメートル
北緯　三四―三六―二〇
東経　一三五―〇四―五五
廃止年月日　平成二十三年二月二十二日

○海上保安庁告示第七十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年三月二十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　周参見港稲積島灯台
位置
所在地　和歌山県西牟婁郡すさみ町（稲積島）
北緯　三三―三二―三八
東経　一三五―二九―一四
変更した事項　光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで五九メートル
変更年月日　平成二十三年二月二十二日

名　称　奈屋浦港西防波堤灯台
位置
所在地　三重県度会郡南伊勢町（奈屋浦港西防波堤外端）
北緯　三四―一六―三四
東経　一三六―三二―二〇
記事　補正

名　称　古和浦灯台
位置
所在地　三重県度会郡南伊勢町（矢先ノ鼻）
北緯　三四―一四―四五
東経　一三六―二七―二三
変更した事項　高さ　地上から構造物の頂部まで八・一メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
記事　補正

名　称　古和浦港A防波堤灯台
位置
所在地　三重県度会郡南伊勢町（古和浦港A防波堤外端）
北緯　三四―一五―一三
東経　一三六―二七―四五
変更した事項　位置
所在地　三重県度会郡南伊勢町（古和浦港A防波堤外端）
北緯　三四―一五―一三
東経　一三六―二七―四四
変更した事項　高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで八・三メートル
記事　補正

○海上保安庁告示第七十八号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年三月二十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　佐良浜港北第一防波堤灯台
位置
所在地　沖縄県宮古島市（佐良浜港北第一防波堤外端）
北緯　二四―五〇―二九
東経　一二五―一二―五四
廃止年月日　平成二十三年二月二十三日

○海上保安庁告示第七十九号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年三月二十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　福山港箕沖工区A灯浮標
位置
所在地　広島県福山港（鴻石灯標の北北東方約七・三キロメートル）
北緯　三四―二五―五一
東経　一三三―二六―一五
廃止年月日　平成二十三年二月二十四日